

「保育料の見直しについて」の
パブリックコメントの実施結果について

ご意見お寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

■ 意見の募集期間 平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 26 年 12 月 3 日（水）

■ 意見の提出件数

持参	0 件
郵送	0 件
FAX	1 件
E メール	2 件
計	3 件

■ 市の対応の概要（対応区分、件数）

対応区分		件数
A	意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0 件
B	意見の趣旨や考え方が既に案に入っており、修正を要しないと判断したもの	1 件
C	案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0 件
D	意見を反映せず、案どおりとしたもの	2 件
E	その他（要望など）	0 件
合計		3 件

■ 意見の概要と市の対応

整理番号	意見	対応区分	対応区分の理由
1	平成 28 年度以降、保育所保育料を段階的に値上げしていき、国の徴収基準額に対して 100%まで引き上げることを希望します。新制度の公定価格超過分は 1 号認定の園児の保護者負担が増加することが必然であり、2 号認定の園児の公定価格超過分は自治体負担という不公平さを増長することとなります。逗子市の財政が苦しい状況であ	D	保育所保育料の見直し案については、国徴収基準額による総額に対して、全体として 65%程度の水準となるよう設定しています。県内の市町村で目標水準を設定している市町村の多く

	<p>るならば、経済困窮家庭以外の2号・3号認定園児の保護者には相当の負担をしていただくことは当然といえます。</p> <p>現制度・新制度、共に私立幼稚園に通う園児の保護者の負担は自治体頼みでなく、その家庭の経済力によって賄われています。その負担こそが幼稚園と保育園の間の不公平といえます。新制度移行によりその負担がこれ以上増加することは許し難いことです。</p> <p>さらにこの新制度の下では私立幼稚園の経営の安定につながらず、大切な子供の教育の場が奪われるのではということが懸念されます。</p> <p>今後、就園奨励費を廃止することなくさらに手厚く配分することは、先に述べた不公平を是正する足がかりになると思います。</p> <p>最後に、30年間保育料の見直しが行われなかったことについては行政の怠慢というほかありません。税金の妥当な徴収・有効な配分について議論がなされることは民主主義の国において当然のことでありこれをなくして行政といえるのか疑問と共に怒りを覚えます。</p> <p>本当に新制度移行時の負担増について現在の園児の保護者だけが負わなければならないのか、各方面から十分な検討が必要だと思えます。</p>	<p>が、70%もしくは75%としており、本市は県内中位の水準を設定する方針です。国の徴収基準に対して100%という水準は、県内各市町村の徴収率の状況を勘案して、「子育てしたいまち」を目指す市政としても乖離するものであり、ご意見の反映は難しいです。</p> <p>しかし、県内市町村が70%を目標としていることに対し、当市の見直し案は65%程度を水準としていること、30年間保育料の見直しが行われていなかったことから、今後も見直しを検討していきたいと思えます。</p> <p>幼稚園就園奨励費のご意見につきましては、案の対象外であるため、今後の事業の推進の際に参考とさせていただきます。</p>
2	<p>基本的な考え方として、幼稚園、保育園に関わらずすべての子どもに公平な補助であってほしいと思います。</p> <p>逗子市の保育園保育料が国の徴収基準額より遥かに安くなっています。また、それよりも幼稚園保育料は安くすると言っていますが、別に徴収する金額が増える結果となり、保護者負担が増える結果になりませんか？</p> <p>また、私立幼稚園の教育の質は保証されるのでしょうか？心配になります。</p>	<p>B</p> <p>保育料の見直しは、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い行われるものであり、新制度では、全ての子どもを対象に、教育・保育の量、質の向上を目指しています。幼稚園につきましても、適正な保育料を設定することで、教育の質を落とすことなく運営できるよう、今後も見直しを検討していきます。</p>

<p>3</p>	<p>逗子市が示した保育料の資料では、</p> <p>①幼稚園と保育施設の利用の費用面を一元化する</p> <p>②幼稚園保育料は保育所保育料より低額に設定されているが、そのようになってはいない。公平性が確保されておらず、保護者負担も軽減されない。幼児教育の質向上どころか、質が低下しないようにするのが精一杯である。</p> <p>現在、提示されている公定価格の水準が低すぎ、教育・保育の質の維持・向上に結びつくどころか、現行収入と比較してかなり収入が減少する。公定価格＝施設の通常の運営に必要なコスト＝施設型給付費＋保護者負担でなければならない。公定価格の水準が低すぎることは現行制度の保育所運営費でも同様であるが、私立保育所に対しては自治体が各種財政支援措置による超過負担をしている。ところが私立幼稚園に対しては自治体による各種財政支援措置がなく、上乘せ徴収や実費徴収として保護者負担を求めている。施設型給付は幼稚園、保育所共通の給付であり、新制度は幼保の格差を無くし公平性を実現するはずのものであるが、公平性は全く確保されていないのが実態である。新制度において1～3号認定子どもに共通するものとして、私立幼稚園に対しても自治体による財政支援等の措置が同等に講じられなければ不公平である。</p> <p>利用者負担額は国基準に対する軽減措置を逗子市が独自の財源により実施しているが、幼稚園（1号）と保育所（2号）の利用者負担の軽減の割合は同等レベルでなければおかしい。国基準に対する逗子市保育料の比率は、2号子どもすべての所得階層で概ね50%以下であるのに対し、1号認定の子どものそれは最も人数の多いと想定される所得階層では60%～97%となっており、極めて不公平である。</p>	<p>D</p>	<p>今回の見直しでは、2号、3号認定全体として、国徴収基準額の65%程度の水準を設定しています。1号認定の保育料におきましては、保育料（案）のとおり、2号認定の保育料より安く設定をしています。</p> <p>1号認定と2号認定では、園の徴収基準額の設定手法が異なるため、所得階層によっては差が出てしまう部分もありますが、全体としては、保育所、幼稚園等の保育料に格差無く公平性があるものとして、設定をしています。</p> <p>公定価格、幼稚園就園奨励費、新制度全体等のご意見につきましては、本案件の対象外であるため、今後の参考とさせていただきたいと思います。</p>
----------	--	----------	--

	<p>新制度では幼稚園就園奨励費がなくなるが、このことにともない逗子市単独で行っている年1万6千円の就園奨励費も廃止されることになる。この額は公定価格には含まれていないので、上乗せ徴収として保護者に負担を求めることになる。このため新制度に移行した場合、保護者負担額は現在よりも高くなってしまう。新制度においても、何らかの形で月1万6千円の公費支出を残すべきである。</p> <p>新制度では幼児教育の質の向上や保護者負担の軽減が図られることと期待していたが、まったく期待はずれである。新制度は何を目指しているのか？新制度に移行するとどんな良いことがあるのか？子ども自身の最善の利益の実現等、基本指針に示された理念はどこにいったのでしょうか。</p> <p>子どもにも、保護者にも、施設にも、何か良いことがないこの制度は、保育料も含め抜本的に見直すべきです。</p>		
--	--	--	--